

中小企業の事業主の方へ

融資制度のご案内

<制度の概要とは>

この制度は、上富良野町が旭川信用金庫・空知商工信用組合の金融機関の窓口を通じて中小企業等の方々に融資するものです。町は融資のために原資を金融機関に預託し、これに金融機関の資金を加えて融資区分ごとに融資枠を設定します。金融機関はこの融資枠を目安に、申し込みによる審査を行い、必要に応じて北海道信用保証協会の保証審査を経た上で、町の融資条件により資金の貸し付けを行います。

<融資の内容とは>

担保及び保証人は取扱金融機関の定めるところによります。

融資対象は、町商工会会員で町内に1年以上居住し、同一企業を1年以上営む方です。

変動金利は、令和4年9月9日現在の最新のデータとして日本銀行が公表している長期プライムレート1.25%にそれぞれの金利を加えたもので半年（4月・10月）ごとに金利が変わります。

通常の商工会会員向け融資

あっせん・申込みは商工会で行っています。

資金名	資金使途	融資金額	融資期間	融資利率（年率）		利子補給	信用保証及び保証料の補給
				固定金利	変動金利		
短期特別資金	運転資金	1,000万円以内	1年以内	2.2%	—	なし	なし
中小企業振興資金	運転資金 設備資金	1,000万円以内	1年超 5年以内	—	2.2% (長プラ+ 0.95%)	1.2% 以内	【設備資金のみ】 1/2以内の助成 (10万円を上限)
			5年超 10年以内	—	2.5% (長プラ+ 1.25%)		
商店街活性化資金	事業資金	2,000万円以内	10年超 15年以内	—	2.5% (長プラ+ 1.25%)	1.8% 以内	1/2以内の助成 (10万円を上限)

新型コロナウイルス感染症により影響を受けている事業所への特別融資

融資対象は商工会会員の有無にかかわらず、町内で事業を営む方となります。

融資対象となる条件は、新型コロナウイルス感染症の発生及び流行により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障があると認められる町内事業者です。町税の滞納がない方で、売上高15%以上の減少を示す書面等が必要になります。

取扱期間：令和5年3月31日まで

資金名	資金使途	融資金額	融資期間	融資利率（年率）		利子補給	信用保証及び保証料の補給
				固定金利	変動金利		
新型コロナウイルス関連経営環境対応特別融資	運転資金	300万円以内	5年以内 (うち1年据え置き可)	1.6% (実質無利子)	—	全額	全額

新型コロナウイルス関連特別融資は金融機関にご相談を！

新型コロナウイルス感染症により影響を受けている事業者さまへ

さらに延長!

つなぎ資金を斡旋します!

下記の要件を満たして町の斡旋を受けると、
取扱金融機関からの借入にかかる金利、保証料を町が負担します

注意：町が直接融資を行う制度ではありません。取扱金融機関や信用保証協会の事前審査があります

相談・申込
受付期間

2023年(令和5年) 3月31日まで

対象となる事業者の要件

- 新型コロナウイルス感染症の発生及び流行により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障があると認められる町内事業者で、直近1か月又は3か月の売上高が2019年又は2020年の同期(影響を受ける前)と比較して15%以上減少し、かつ今後も売上高の減少が見込まれる中小企業者
□売上高15%以上の減少を示す書面等が必要となります
※前年と比較できない事業者(業歴1年未満の場合)は、金融機関にご相談ください。
- 町税の滞納がない中小企業者

貸出条件

- 限度額 運転資金 300万円以内
- 償還期間 5年以内(うち1年以内の据え置き可)
- 利率 固定金利1.6%(利子の全額を町が負担)
- 信用保証 北海道信用保証協会の保証付き(保証料の全額を町が負担)

取扱金融機関/申込先

- 旭川信用金庫上富良野支店、空知商工信組富良野支店

融資をご検討の場合、まずは金融機関に!

そのほかの詳細はこちらまで

上富良野町役場企画商工観光課 TEL 45-6983